

別記第1号様式(第7関係)

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第4回豊島区リサイクル・清掃審議会
事務局(担当課)		清掃環境部資源循環課
開催日時		平成24年4月26日(木) 15時00分～16時57分
開催場所		区役所本庁舎4階 議員協議会室
議 題		<ul style="list-style-type: none"> ● 開 会 <ul style="list-style-type: none"> (1) 委員の委嘱 (2) 委員の紹介 ● 議 事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 前回審議会の確認事項について (2) 紙類資源回収をとりまく状況と区の現状について (3) 紙類資源回収について
公開の 可否	会 議	公開 傍聴人数 2人
	会 議 録	公開
出席者	委 員	松波淳也、山田正人、藪田雅弘、長澤広幸、片岡康子、坂本晃治、青柳文夫、瀬戸康肇、磯一昭、西山陽介、儀武さとる、永野裕子、中村丈一、高埜秀典、鷺崎智恵子、亀井一司、柳田好史、吉倉英子、三原真理子、関口教和、勝呂洋次、鈴木公一、木下政孝(敬称略)
	幹 事	資源循環課長、環境政策課長、環境課長、豊島清掃事務所長
	事 務 局	資源循環課清掃計画係長、資源循環課リサイクル推進係長、環境政策課環境政策担当係長、環境課環境保全係長

(午後3時00分開会)

1. 開会

- ・ 人事異動等にともない変更した委員の委嘱
- ・ 委員の紹介及び自己紹介

2. 議事

○**会長** それでは、会議次第に沿いまして、本日の議事を進行してまいりたいと思います。

議事の1点目です。前回審議会の確認事項でございますが、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○**資源循環課長** それでは、私のほうから、資料の説明をさせていただきます。

今回の資料につきましては、事前にお配りしておりますけれども、お手元に、同じ資料を机上に配付させていただいております。資料のご確認をさせていただきます。

まず、資料第4-1号、前回審議会の確認事項についてでございます。

2番目でございますが、資料第4-2号、紙類資源回収をとりまく状況と区の現状について。

次に、資料第4-3号でございます。紙類資源回収について。

最後に、資料第4-4号でございます。他自治体事例集でございます。

資料については、以上でございます。お手元がない場合は、お教えいただければ事務局の職員がお届けいたします。よろしいでしょうか。

それでは、右肩に資料第4-1号とあります、前回審議会の確認事項についてをごらんいただきたいと思っております。できるだけ簡潔に説明いたします。

まず、資料第4-1号でございます。前回1月19日の審議会でお出しいただいた主な意見について、簡単にまとめました。1. 1 (1) 審議会での主なご意見等でございます。

まず、①リサイクルの意義についてですが、リサイクルを実施するに当たっては、そもそもの目的からとらえ直すべきではないかというご意見を賜りました。

また、②プラスチックリサイクルについてですが、CO₂削減を目的にすると、余りにも高コストであるということで、プラスチックリサイクルは3Rを目的にすべきであろうというご意見などをいただいております。

③生ごみの減量についてでございますが、リサイクルの前にまずリデュース・リユースだろうという意見がございまして、またそのためには、PRが必要であるというご意見等をいただいております。

④百貨店様の取り組みでは、委員から貴重なご意見をいただきました。その中では、さまざまな実践の中から、やはりルールを浸透させるためには、時間と根気が必要であるということをご教示いただきまして大変よくわかりました。

⑤生ごみ施策についてでございますが、リデュースも堆肥化も手段としてなかなか難

しい中で、生ごみ発電は可能性があるのではないかというご意見をいただきました一方、このような大規模な発電設備の運営は、一つの自治体だけでは困難ではないかというご意見をいただいております。

⑥コミュニティ単位での生ごみ施策でございますが、先ほどのようなご意見のとおり、大規模な循環がなかなか難しい中で、小さな循環を形づくっていくことが大切であるというご意見をいただいております。

⑦生ごみの水切りについてでございますが、減量の手段としての水切りについては、一定の効果はあるだろうという意見、また、啓発等では限界があるため、一歩進んだ方法が必要ではないかというご意見を賜っております。

なお、審議会の終了後に、委員から、「分別と周知」についてメールでご意見をちょうだいいたしました。裏面の2ページのほうにご紹介させていただいております。どうもありがとうございました。

また、このような活発なご審議の中で、委員の皆様におかれましては、一定の共通の確認がなされたと考えておりまして、それをまとめたものが1. 2確認事項でございます。(1)プラスチックの資源化については、プラスチックの資源化はCO₂削減よりも3R推進を目的とすべきということでございます。

(2)生ごみの資源化につきましては、①生ごみについては、リデュースを優先すべき。②繁華街対策など、事業系生ごみの対策を検討すべきだ。③地域コミュニティや小規模事業者との連携による小さな循環への仕掛けが必要である。④バイオガス化施設といった基盤整備につきましては、1自治体で取り組むのは難しいため、状況を見守る必要があるということが確認できたと考えております。

以上でございます。

あと、2ページの1. 3でございますが、5月以降の審議会等の開催予定を記させていただきます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいま、前回審議会の確認事項についてご説明がございました。資料4-1に基づくご報告でした。これに関しましてご意見やご質問、コメント等ございましたらよろしくお願いたします。

○委員 前回のこの確認事項で、まず資源化率を見直すべきだということが書いてございます。これは私が思うに、それぞれの物質収支をとって提示しないとおかしいのではないかなと思うのです。

ちょっと詳細に申し上げますと、今の定義でいきますと、資源化ごみで集めている部分だけが分子になる。そういったら、可燃ごみとか燃やせるごみも、サーマルリサイクルしているから、資源化ごみだよとカウントすれば、もう100%近くリサイクルになってしまうわけです。

そうではなくて、例えば不燃ごみは、分子のほうに全然持ってきていないんですけれど…今度また見学に行くみたいですが、金物類だとかそういうものは磁選機ではねて、不燃ごみに関しては、かなりマテリアルリサイクルされていると思うのです。

それから、生ごみはこの前の資料で80%水だと言っているわけです。それをそのまま分子にぼんとぶち込んでいるんですけど、水以外でも、例えば卵の殻とか、魚の骨だとか貝殻だとか、結構処分場のほうに行く分があるわけです。やっぱりこういうのも正確に、物質収支をとる必要があると思うのです。

それと、サーマルリサイクルに関しても、カーボンニュートラルかそうでないかというのを分離して、そうやって各ごみについてやる。そこで定義で、分子のほうをマテリアルリサイクルに持ってきて、これはマテリアルリサイクルのリサイクル率ですとか、ケミカルリサイクルまでとか、さらにカーボンニュートラル分も含めてとか、そういうふうには私は定義すべきだと思うのです。これが1点です。

それから、CO₂の削減は目的としないと書いてあるのですが、この前の絶対値をいただいた発生量では148万8,000トンというふうに、これは平成17年度ですか。それに対して、平成25年度で30%削減といったときに、例えばプラの資源化による削減量は、組み合わせ2だったら1,435トンで、1,000分の1ですよ。0.1%。この0.1%を削減する意味というのがあるかどうかというのは、逆に言うと、CO₂削減はどういう、発生量の各分類ですね。清掃環境部で、どの程度それを負担していて、その中でまたどういう割合になっているかというのを知らないと、30%削減の中の0.1%の意味がわからないんですよ。

さらに、例えば30%削減のうち29%をやっていて、残り1%のうちの0.1%というのと、まだ10%ぐらいしか削減できなくて、残り20%の中の0.1%というのは意味が違うと思うのです。その辺を、やっぱりもう少しデータが欲しいんです。そうでないと、なかなかこれは判断できないと思います。

それから、あとバイオガス発電です。いろいろ私もこれを読んでいて、議事録と見比べてみたんですけど、バイオガス発電は可能性があるとか、エネルギー効率がよいと、特にエネルギー効率という。エネルギー効率といったら、中にちゃんと熱収支を出していただかないと判断できないと思うのです。それが抜けていて、何でそれがいいのかどうか。

資料では、普通にサーマルリサイクルしたほうが、処理原価が一番安いわけですよ。だから一番いいはずなんですけれど、何かそれがそうでないような言い方になっている。

それから効率だけで本当に決めていいのかどうかです。ガスエンジンだとか燃料電池、特にガスエンジンみたいな可動部分が多いものというのは、非常にメンテナンスコストがかかると思うのです。

それから、燃料電池の場合は、発生したメタンを今度はH₂に改質しないとイケない。そこには、多分かなり触媒を使うと思うのですが、その触媒が劣化したときの交換費

用だとか、そういうもろもろのコストを比較しないと、いいとか悪いとかということが、判断できないままでいいような感じになっている。

それから、あと『水切り器』の配布など一步進んだ方法」と書いてあるんですけど、数値を見ますと、1世帯当たり1日50グラム水を切ったほうがいいと。50グラム。それに、処理原価21.33円/キログラムを掛けると、1日の経済効果は1円ですよね。1年間で365円。一体、一步進んだといった場合、幾らぐらいの水切り器の値段で、何年ぐらいの投資回収効果を見込んでいるのか、この辺もよくわからないんです。何でこういうふうに言っているのか。

大体そんなところですよ。

○会長 どうもありがとうございます。4点ほどございました。1点目は、物質収支に即して資源化率をもう一度見直すべしというご議論。2点目は、CO₂削減に関してのデータの整備ということでしょうか。3点目は、バイオガス発電の効率性がよいという意見が出ているけれども、必ずしもそうではないのではないか。それと4点目は、水切り器の配布によって一步進むというのはいかなることかと、そういったことだと思います。何かございますでしょうか。

これに関しまして、既に前回の審議会で出た意見を整理したということで、むしろ確認事項のほうです。こちらのほうをご確認いただければと思います。出た意見を、いわば列挙した状況なんです。それについての今のご意見だったと思うのですが、ここでは、前回の確認をしていただきたいということで、確認事項として全部で大きく二つで、プラスチックの資源化に関しては、CO₂削減というよりも、むしろ3R推進というのが基本だという点の一つ。

もう一つ、生ごみに関してはリデュースを優先。それから繁華街対策についてと、あとバイオマスに関しては、前回の確認によりますと、効率性の部分というよりは、むしろ1自治体で取り組むというのは限界があるので状況を見守る。つまり、まだ早いのではないかという話だと思うのです。これについて確認いただければということなんですけれども、いかがでしょうか。

若干、プラスチックの資源化でCO₂削減よりも3R推進を目的とすべきというのは強過ぎる言い方で、CO₂削減はどうでもいような書き方になっているのがちょっと気になるんですけども、そういう意図ではないと思うのです。

前回の話だと、CO₂のことより、むしろ3R推進が目的でプラスチックの資源化を進めることであり、その前にCO₂削減についても、考慮に入れば望ましいと、そのぐらいの話だったと思います。ですから、ちょっとこの言い方がきついかと思いますけど。

そのほかの、前回出たご意見に関してのご発言がありましたが、これについてでも構いませんが、何かございましたらお願いしたいと思います。

○委員 先ほどの最初のご質問で、資源化率を見直すべきではないかということなんですけど、もともと資源化率というのは、ごみの量に対して資源ごみとして出てくるものの

割合をふやして、そこからリサイクルに回していければと、こういうことで資源化率というのが定義されているのではないかと思うのです。

それで、例えばサーマルについて言うと、例えばプラスチックごみ、これも燃やそうと思えば、別に資源ごみとして集める必要はないわけです。燃やしてしまえばいいんですから、可燃ごみでいいわけですよ。

ところが、プラスチックを再利用しようということで、技術的な条件がいろいろ整ってきて、それで費用的にも見合ってくるようなことになってくれば、これを資源として集めることによって、燃やさないでリサイクルしましょうと。

そうすると、資源化率の定義としては、ごみ分の資源ですから、プラスチックのあり方をめぐって変わってくるということなんです。多分そのことをおっしゃっているんだろうと思います。

ですから、豊島区としてどういう方向で、プラスチックならプラスチックというものを処理していくのかと。プラスチック処理の仕方、考え方、これは23区で随分違いますよね。そういうことだと思います。

○会長 どうもありがとうございます。

今の件に関しましても、そのほかでも構いませんが、前回の確認事項に関しては、基本的な部分は、これでよろしいということでしょうか。

○委員 今の意見は、おっしゃるのはわかるんです。ただ、例えば生ごみだったらサーマルリサイクルも資源化リサイクルだよと言ってしまっている今、普通の燃えるごみもサーマルも同じ土俵に入ってしまったんです。それが私としては、ちゃんと厳密に分けないと、何か混同するのではないのかなと、ちょっとそういう心配がある。だったら物質収支をちゃんととってやったほうがいいんじゃないんですかということなんですけど。

○会長 よろしいですか。

それでは、前回まではプラスチックの資源化と生ごみの資源化について議論してきたのですが、これに関しての確認というのは、こういうことで。実際のもう少し詳しい、そういった具体的な部分については、また議論する機会もあると思いますので。順番に、プラスチック、生ごみ、紙という順でやってまいりまして、前回までの審議会ではプラスチックと生ごみについて議論してきたという状況で、その確認をしたという次第です。

では続きまして、議事の2点目のほうに移りますが、また、後ほど関連するものが出てきましたら戻ってもいいのですけれども、とりあえずこの2点目のほうに移りたいと思います。

議事の2点目ですけれど、紙類資源回収をとりまく状況と区の現状についての審議でございますが、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○資源循環課長 それでは、事務局から資料の説明をさせていただきます。資料第4-2

号紙類資源回収をとりまく状況と区の現状についてをごらんください。

まず1. 区の紙類回収の経緯及び社会状況ということでございますが、歴史的経緯と申しますか、簡単に表にまとめさせていただきます。

古紙回収自体は、古くから民間で行われていましたが、昭和47年に豊島区ごみ減量運動推進協議会が発足いたしまして、区でごみ減量を目的としたリサイクルが始まりました。同時期に、地域、民間業者、行政が一体となった「豊島方式」と呼ばれる集団回収が始まっております。この後も、古紙はちり紙交換などの民間主体で回収され、古紙の需給バランスは保たれておりました。

昭和60年ごろでございますが、バブル経済が到来いたしまして、オフィスからの紙ごみが大量廃棄され始めました。平成3年には、再生資源の利用の促進に関する法律が制定されております。平成7年ごろには、古紙価格の暴落から民間業者の廃業等が相次ぎまして、紙類の多くがごみとして排出されるようになってしまいました。このため、紙資源を回収する自治体が多くなりまして、豊島区でも、平成7年に開始した「パイロットプラン」で新聞、雑誌、段ボール、牛乳パックを初めとした7品目9分別を回収しております。

さらに平成11年には、厚紙製の箱、包装紙を追加し7品目11分別になっております。また、同じく平成11年には、東京都でも23区全体に資源回収を開始しておりまして、区はそのとき、もう既にパイロットプランを実施しておりましたので、さらに進んだ資源回収を行っておりましたので、東京都のほうの資源回収には参加しておりません。

平成12年になりまして、清掃事業が東京都から各区に事務移管されております。平成14年に新パイロットプラン、さらに平成20年には新資源回収、行政回収のことを呼んでおりますが、新資源回収と、区は行政による資源回収を充実してまいりました。また、平成15年ごろから、古紙価格が持ち直しまして、新たに持ち去りなどの問題が出てきております。

2ページ、2. 1でございます。燃やすごみの組成割合を示した円グラフでございます。燃やすごみの中には、中央にあります。約19%のリサイクル可能な紙類が含まれております。ただし、この数字につきましては、ご案内のとおり、水を吸っている状態とか、汚れている状態等は考慮せずに取り扱った数字でございます。

下の段、2. 2でございますが、各品目のごみ量と資源回収量でございます。新聞、雑誌、段ボールは、まだまだごみへの混入が多いとはいえ、ある程度の資源として回収されております。一方で牛乳パック、包装紙、厚紙製の箱などは、ほとんどごみとして排出されていることが見てとれるかと思えます。

3ページ(1)は、こちらのグラフは、紙類資源回収量の推移でございます。平成22年度は21年度に比べまして、大幅に行政回収の量が減少しております。この要因として考えられますのは、全体のごみ量が減少していること、新聞購読率の低下、持ち去り

など、さまざまなものが考えられると思います。また、行政回収に比べまして、集団回収の減少は少なくなっております。

また、その下の(2)でございますが、こちらは、オフィス・商店街リサイクルのグラフでございますが、ごらんとおり、徐々に減少傾向になっております。続きまして4ページをごらんください。

古紙リサイクル全般についての説明でございます。古紙リサイクルは古くから民間によって行われてきたことから、行政の分別品目もリサイクル市場に左右されております。古紙の銘柄といいますか、分別につきましては、現在「段ボール」、「雑誌」、「新聞」、「紙パック」、「雑がみ」となっております。これは、その時々々の市況や処理技術の影響を受けております。

図に基本的な分別例がございます。このように分別を分けているのは、古紙リサイクルが比較的しやすいという点、また再生品の質を高めるということで分別しております。古紙銘柄、分類につきましては「雑がみ」が若干特殊な銘柄となっております。「雑がみ」は、平成16年に新設されました、比較的新しい品目でございます。主要品目以外のほとんどを含んでおります。再生用途は、主にトイレットペーパーなどの生活用の紙類でございます。

5ページ3.2でございます。上段のほう、禁忌品とございます。禁忌品でございますが、古紙にまぜると、再生紙の質が著しく低下したり、未処理過程に支障があるなどして、古紙に混入させてはいけないものでございます。紙以外でございますと、粘着テープや金属クリップなど、また紙でも写真、防水加工した紙なども禁忌品と取り扱っております。

続きまして、下の3.3のグラフでございますが、リサイクル市場の状況でございます。図表4は紙の生産量と古紙回収量・古紙輸出量・消費量の推移をあらわしたグラフでございます。

まず、紙製品に占める古紙消費は年々増加していることが見てとれるかと思えます。その上で、消費量を上回る古紙回収量があり、この差の多くは、輸出に回っております。このような国際循環を含む構造に変化したのは、約12年前の平成12年ごろからでございます。現在は、中国などの新興国の古紙需要が順調、堅調であるために、需給バランスは保たれておりまして、次の6ページの図表5でございますが、このように、古紙価格もトン当たり1万5,000円前後で安定的に推移しております。

最後に、古紙リサイクルでございますが、3.4、6ページの下のほうでございますが、古紙リサイクルの法制度と環境負荷でございます。法制度は「資源有効利用促進法」によりまして、古紙利用率の目標を、平成27年度までに64%と定めております。

また、環境負荷につきましては、前回の審議会でご審議いただいた生ごみ同様、焼却してもCO₂の総量は変わらない、中立だとされているようでございます。リサイクルでは、再生過程でのCO₂排出が多いため、古紙利用率100%では、環境負担のほうが高

いという見方もございます。これについては、古紙リサイクルの環境負担につきましては、さまざまな試算がなされておりまして、実際のところ、よくわからないというのが正直な実情ではないかと私どものほうでは考えております。その上で、古紙リサイクルの環境負荷につきましては、森林資源の保持という観点も含めて有効ではないかというものでございます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいま、紙類資源回収をとりまく状況と区の現状についてという資料4-2の説明がございました。これは、区の現状とデータの整理ということになっておりますが、これに関してご質問等ございましたらお願いいたします。政策についての議論の前段階として、現状についてまず把握していただくということでのご報告かと思いますが、何かございましたらお願いいたします。

それでは、これに引き続いて、現状整理と政策に関するご報告がございますので、そちらにお移りいただければと。

議事の3点目をお願いいたします。

○資源循環課長 事務局から、資料第4-3についてご説明させていただきます。

紙類資源の回収についてということで、紙のリサイクルはさまざまな論点があろうかと存じます。初めに、簡単な論点整理の例をお示しさせていただいております。資料の1ページ目のところでございます。

まず、先ほどご確認いただいたように、簡潔にまとめますと、まず家庭系については、燃やすごみの中に多くのリサイクル可能な紙類が含まれている。また、行政回収と集団回収の比率は約6:4ということであること。また、事業系につきましては、商店街・オフィスリサイクルは伸び悩んでいる。事業ごみの中にも多くの紙類が含まれていると推定されるということがございました。

次に矢印の下、大きな方向性のところでございますが、こういった現状を踏まえまして、区の進む大きな方向性でございますが、視点として大きく二つ例に示してございます。まず一つ目でございますが、分別や出し方についてでございます。分別や出し方をどうするのかという論点。例えば、そこに例1がございまして、分別や出し方は変えず、PR等により回収率を上げていくのか、それとも、分別や出し方を変更し、回収率を上げていくのかということが考えられるかと思えます。

二つ目の、視点2でございます。回収方法をどうするのかという点でございます。これも例えば、そこに矢印の例1にございまして、行政を主体とした回収の方向なのか、民間を主体とした回収の方向なのかというようなことが考えられるかと思えます。議論の視点といたしましては、まだまだ多くのものが考えられるかと思えますが、このような考え方、流れを踏まえまして、各論として四つ、分別と出し方、分別排出指導の徹底、紙類資源の回収方法、事業系紙類の対策などについてご審議いただけたらと事務局

のほうでは考えております。

なお、今申し上げました各論の四つの項目の前についている2とか、3、4、5などの数字でございますが、これは次の2ページ以降の分類項目等の番号でございます。

では、2ページ、分別と出し方から資料のご説明をさせていただきます。

まず、区の現状でございますが、区の特徴として、前回1月の審議会を確認いたしましたとおり、単身者が豊島区では多く、また、豊島区では集合住宅も多いという特徴がございました。また現状の分別についてでございますが、区では新聞、雑誌・本、牛乳パック、段ボール、厚紙製の箱、包装紙を品目として回収しております。出し方については、それぞれひもで縛って出していただく方法となっております。3ページの説明でございます。

では、他の23区と比較した場合どうなるかということでございますが、まず、新聞、雑誌、段ボールですが、これにつきましては23区共通して回収している一般的な分別品目だと申せます。出し方については、ひもで縛って出すのが一般的でございます。多くは行政で回収しております。一部の区では、集団回収だけで回収しているという区もございます。

一方、各区で対応が分かれるものでございますが、紙パック、牛乳パックですね、それと「雑がみ」でございます。牛乳パックにつきましては、分別品目としていない区や集団回収のみの区がございます。「雑がみ」は、自治体によって分別、出し方が異なる品目でございます。

豊島区では、「雑がみ」のうち、厚紙製の箱、それから包装紙、この二つを分別品目とさせていただきます。この「雑がみ」については、3ページの中段以降にございますように、23区の分別をもう少し詳しく図解したものがございます。

「雑がみ」の、まず周知の仕方でございます。周知を行っていない区につきましては、この表の下の方からだんだん上へ上がって見ていく方向なのですが、下の方から見てまいりますと、していないとする区が目黒区、渋谷区、板橋区の3区がございます。

次に、1段上がりまして、回収方法でございますが、周知を行っている区のうち、雑誌と一緒に回収している区は千代田区、中央区をはじめ10区でございます。また、出し方は、すべてひもで縛って出すという方法です。「雑がみ」だけ回収している区は、さらに分別品目を指定している区と、していない区がございます。

品目を指定していない区は、「雑がみ」という名前で回収しておりまして、中ほどの囲みにありますように文京区、台東区、世田谷区、中野区、杉並区など7区で、出し方はすべて袋出しも可という形で取り扱っております。

品目を指定している区でございますが、豊島区もここになります。品川区は紙箱のみ、豊島区は厚紙製の箱と包装紙、荒川区は紙製容器包装を品目指定し、出し方につきましては、すべてひもで縛って出すという方法でございます。

ここで資料がまたがって大変恐縮なのでございますが、別のとじたもので、他自治体

事例集、資料4-4というものがございます。恐れ入りますが、こちらのほうをお取り出しいただきたいと思っております。こちらのほうに、他の自治体の事例がございます。こちらの第4回審議会資料、他自治体事例集の1ページ目でございます。ここでは川崎市、札幌市、名古屋市を取り上げております。この中で特に特徴的なのが川崎市でございます。

川崎市につきましては、禁忌品まで含めて雑がみを回収しているため、市民は汚れた紙以外はすべて資源として出すことが可能となっております。これは、市内に特別の技術を持つ企業がございまして、すべて集めて、その後、市が選別するためでございます。市民にとってはわかりやすく便利な反面、余り市民の方の啓発意識という点では、ちょっと低下が懸念される。また、製造メーカーへの努力につながらないのではないかとというデメリットが指摘されているものでございます。

ありがとうございました。では、もとの資料4-3のほうでございますが、こちらのほうにお戻りいただきたいと思っております。4ページでございます。

4ページ、3. 分別排出指導の徹底という項目でございます。3. 1区の分別排出指導でございますが、分別をさせるために、私ども豊島区でも、さまざまな媒体を使った普及啓発をしております。

パンフレットによるものとしたしましては、そこにちょっと写真といいますが、写し込んでおりますが、これは三つのものを重ねて書いてありますので、段々、階段状になっておりますが、左からハンドブックとしてカラー刷りのパンフレットがございます。これについては、年1回全戸配布をしております。中央の部分でございますが、これは簡易版のぺら1枚のものでございまして、こちらがでございます。あと一番右側、層でいいますと一番下の部分でございますが、ごらんとおり英語、中国語等が表記されておりまして、外国人向けのパンフレットでございます。また、最近のIT関連、電子媒体を使ったものとしたしましては、ホームページのほかに携帯電話版のホームページ等でもご案内をしているものでございます。5ページに移らせていただきます。

豊島区では、一方通行の啓発というだけではなく、フェース・トゥー・フェース、人と人とのつながりを大切にした啓発も、努力して行っていきたいと考えておりまして、集積所に排出されたごみ袋から、排出状況を把握いたしまして、分別などが悪ければ、その周辺に、目的に合ったチラシを清掃事務所等で投函しておりまして、また右の写真にございますように、地域の方に集まっただいて、ちょっと空き地等で青空集会といいますが、このような形でご説明等啓発活動をさせていただいております。

また、中ほど、地域との連携のところでございます。(3) 地域コミュニティとの連携でございますが、もともとあったリサイクル推進員制度を町会主体に発展させるため、地域連絡会を立ち上げまして、各町会・自治会様から連携の窓口となる清掃担当員の方を推薦させていただいております。

さらに、長期的な視点からは、(4) 次世代を担う子ども達への教育ということでござ

いますが、区の職員が学校等に出向きまして、出前講座ということで、教室等で講座を開催させていただいております。他の自治体の例でございますが、恐れ入ります、先ほどの別刷りの資料4-4の2ページ目をちょっとごらんください。こちらのほうで、例を簡単に見させていただきたいと思っております。

4-4、2ページ目、分別排出指導の徹底というところでございますが、(1)日野市、(2)の札幌市、こちらは、それぞれの住民や事業者と行政が連携して会議体を開くなどいたしまして、検討課題に当たっている事例でございます。また(3)金沢市でございますが、携帯メールで収集日を周知いたしまして、特に若年層の方々に分別の徹底を呼びかけるものでございます。

また、3ページのほう、ちょっと絵がいろいろと書いてございますが、仙台市でございます。独自のキャラクターを設定いたしましてキャンペーンを展開しているものでございます。他の自治体の例でございます。

恐れ入ります。先ほどの資料4-3のほうに戻らせていただきます。資料があちこち飛びまして恐縮でございます。資料4-3の6ページをおあげください。

こちらは紙類資源の回収方法でございます。区では行政が回収している方法と、町会様等が主体となって行っています集団回収の、二つの回収方法が豊島区ではございます。

まず、(1)新資源回収(行政回収)とあるほうでございますが、豊島区では、他の資源と同様、入札で落札した業者に、収集運搬から選別処理までを委託契約で行っております。回収回数と品目でございますが、これは毎日の集積所での回収で、原則として、朝8時までに出していただきまして、週1回収しているものでございます。

品目は、先ほどご説明したとおりでございます。

経費の面でございますが、そこに、中段、③経費という欄がございますが、22年度の決算額で申しますと、紙類は古布とあわせて回収していますので、100%純粹に紙類だけという経費はちょっと出る形ではございませんが、重量、それから容積等ほとんどが紙類ということでいきますと、このぐらいの8,000万円余りの経費がかかっているというご判断をしていただいて結構かと思っております。委託料、正確に申しますとそこでございますように8,066万7,000円かかっていますが、現在のところ、おかげさまで紙類資源につきましては、高額で、比較的高い金額で売却をしております、その売却代金のほうが区のほうに雑入として入ってまいりまして、その金額が6,338万5,000円となっております。

一方、回収方法の集団回収のほうでございますが、6ページの下のほうに書いてございます。まず仕組みについてご説明いたしますと、区の登録した集団回収団体様が、資源回収業者と曜日や回収場所の取り決めをしていただきまして、このような地域の自主的な回収に基づいて集めております。

集められた資源回収量につきましては、回収業者から区のほうにご報告がございまして、この報告に基づいて、区から集団回収団体へ報奨金、キログラム当たり6円かと思

いますが、それが払われております。

回収回数と品目ですが、実施団体では、現在、町会様、自治会様を中心に145団体ございます。回収回数につきましては、豊島方式と呼んでおりますが、豊島方式については、原則月1回。回収品目は、新聞、雑誌を中心に、実施団体様によっては、段ボール等の回収もしていらっしゃるところもございます。7ページに移らせていただきます。

7ページ、4. 2回収方法の特徴でございます。

行政回収の特徴として挙げられることでございますが、「区内全域をカバーできる」、「特定の担い手は不要である」、「市況に左右されない」などの特徴がある一方で、集積所によりましては、分別の仕方が悪かったり、民間の事業者と競合するという特徴もございます。

一方、集団回収でございますが、こちらの特徴といたしましては、「さまざまな理由から参加できない区民の方がいる」、「地域の担い手が必要となる制度である」、「市況の影響を受ける」などの特徴が挙げられる一方、やはり熱心な意識の高い方々が回収に協力していただいておりますので、質の高い資源が集まることや、地域団体、町会・自治会様、コミュニティの活性化につながるなどの利点といたしますか、特徴がございます。

次に、7ページの下グラフでございますが、23区では、それぞれいろいろな回収方法をしておりますが、このように集団回収量と行政回収量をグラフで、白と黒の部分で分けて表示したグラフでございます。回収量、回収方法等ともに23区23様でございますが、中野区、棒グラフの左から4番目でございますが、中野区では集団回収のみ、真っ白という棒グラフになっております。平均以上の回収量を確保しております中野区さんも、平均の111.3g/人日、こちらの回収量を確保しております。

また次の8ページをごらんください。8ページのグラフでございますが、23区の行政回収と集団回収の比率をあらわしたものでございます。こちらもごらんとおり、さまざまな形になっております。世田谷区が一番行政回収が多く、一番右側が中野区というようなグラフの並びになっております。

恐れ入ります。また他の自治体の例ということで、先ほどの資料4-4をお出しく下さい。

4ページ、中段、紙類資源の回収方法ということでございますが、こちらで、23区の中では、中野区、荒川区が原則として集団回収のみで行っております。目黒区もその方向へ移行を進めていると聞いております。

また、下の(2)小規模グループでの集団回収への参加でございますが、こちらでは、杉並区の事例といたしまして、区内NPOと連携をなさいまして、小規模単位の集団回収へ参加できる仕組みを整えている事例でございます。

ではまた、先ほどの本体の資料でございます資料4-3の9ページをお開きください。

9ページ、5. 事業系紙類の対策でございます。区の事業系資源回収への取り組みにおきまして、商店街・オフィスリサイクルがございます。これは、一般的な回収費用よ

り低額で回収するというスキームでございます。区が資源回収業者とスキームを構築いたしまして、それを地元の商店街やオフィスの方々に斡旋するという形態をとっております。これにつきましては、先ほど資料4-2のほうで、状況のほうでご説明したとおりでございます。グラフでもごらんのとおり、回収量につきましては減っている、トン数で減っているというものでございます。

10ページでございます。10ページ(2)分別排出指導の徹底ということで、こちらにつきましては、前回1月の審議会でお諮りいたしました生ごみのところでもご説明いたしましたが、豊島区のほうでは、1,000平米以上の事業用大規模建築物に向けた排出指導を実施しております。表では、上の①のほうでございますが、3,000平方メートル以上の事業用大規模建築物の発生トン数とか、再利用トン数、再利用率をこの表であらわしております。

また、②、下のほうの表でございますが、それよりも小規模な1,000平米から3,000平米未満のものでございます。3,000平米のほうで見ますと、再利用率の欄の一番右下が68.5%の再利用率、それから下のほうの1,000平米から3,000平米のところの右下の%を見ていただきますと、51.2%と、高いというふうに私どものほうでは考えておまして、排出指導の効果は一定程度あらわれているところでございますが、ただ、例えば3,000平米以上の上のほうの表の発生量、トン数をちょっとごらんになっていただくと、全部で2万2,899トンということで、これは区の行政収集に比べましても、5万トン、6万トンに比べましても、大変大きい数字でございます。さらなる排出指導をいたしますと効果が高いと思われまします。こちらの2万2,899トンにつきましては、計画書の提出件数が353件とございますから、1件当たり割り返しますと、年間一つの建物で、平均で約65トンの紙類が発生しているという状況でございます。

最後になりますが、他の自治体の事例も用意させていただいております。せっかく用意いたしましたので、ちょっとご説明させていただきます。先ほどの資料4-4の5ページをお出しく下さい。別資料、資料第4-4、5ページでございます。

こちら、(1)オフィス町内会形式の回収例でございます。オフィス町内会というものを、事業者の方の自主的な取り組み事例でご紹介しているものでございまして、23区では千代田区、中央区、港区で行政と連携しながら進めているという事例でございます。

また、下の(2)千代田区の「雑がみ」の回収モデルでございますが、こちらのほうは、区が小規模オフィス「雑がみ」まで手を伸ばして回収している事例でございます。

また同じ資料の他自治体の例といたしまして、最後の6ページでございます。こちら、6ページの上のほうです。自治体独自の認定制度というものでございまして、調布市の例でございます。認定制度を設定いたしまして、事業者の方々へのインセンティブなどを図っている事例でございます。

最後になりますが、その下、(4)焼却工場での事業系紙資源の受け入れ拒否、ちょっ

ときつい言葉でございますが、このような事例がございます、23区の場合は、一部事務組合で共同で行っておりますので、なかなか豊島区単独では判断が難しいところでございますが、政令指定都市の中には、焼却工場におきまして、事業者からのリサイクルできるような紙は受け入れないとしている区がございます。

以上、ちょっと取り急いで、早口で恐縮ございましたが、事務局からの報告は以上でございます。

○会長 報告ありがとうございます。

今、紙類資源回収に関する全般的なご説明、あと、他の自治体の事例も含めてご説明がございました。これに関して、最初は4-3のほうで大きな方向性ということが書かれ、例示と書いてありますけれども、これが議論をしやすくするのではないかと思うのです。基本は視点を二つ例示させていただいておりますけれども、現状として、今まで現状の分別や出し方ですね。これに関して、これでいいのかということからのご意見、これがまず知りたいということ。

それから、視点の2のほうです。大きく行政中心か民間を中心とした回収、こういった方向性、2点あるいは両方というのが考えられますけれども、これに関するご意見ですね。こういった視点から、幅広くきょうはご説明いただいておりますが、さまざまな種類の紙に関しての回収について、豊島区ではどうしていかうかと、そういうことに関してのコメントをいただきたいと思います。何かございましたら、よろしく願いいたします。

○委員 視点の2が非常に大事だと思っています。これまで議論してきたと思われる、プラスチックや生ごみに比べると、びんは最近使わなくなったので、もう落ちたと思うのですが、紙と金属はもう当たり前資源です。

そういったものを、なぜ行政がいつまでも回収しなければいけないのかというのは、非常に重要な視点だと思っています。

そもそも紙というのは、どこの国でも行政が回収しているものではなくて民間が回収しているもの。民間がどのように回収するかというと、市況に従って回収量を調整、在庫調整をしているというものです。

その市況が悪いときには、それはごみになる。廃棄物処理というのは、そういう使えないものを何とかするのが一つの使命でありますので、そのように機能していたというのがあります。

皆様も昔々は民間の人に新聞紙を出すと、トイレットペーパーをもらえたみたいなのは覚えていらっしゃると思います。それが来ない月が3カ月ぐらい続くと「本当に今月来ないな」みたいな、それは市況が悪いから来ないわけです。それでしょうがないからごみで出すというようなものでした。

そうであったのが、あるとき、多分、昭和40年代の前半だと思いますが、集団回収というのが始まりました。それは集団回収である程度ロットを大きくかさを低く集める

と、それは安定供給になりますので、業者さんが取りに来てくれます。ついでにお金もくれ、それを自治会費に補てんするというので、そういうことが始まったと。

それに自治体が気づきまして、これは自分のところの歳入になるんじゃないかということではまったのが、こういった紙類の回収であります。

その後、紙の市況はかなり落ち込んで、行政回収が始まったこともあって、民間の回収業者がつぶれていったので、行政回収が当たり前のようにつながってきたわけですが、今回、中国の景気がよくなっているということで、もう紙はかなり貴重な国際的に動けるような資源になっているわけです。そういった価値のあるものに対して、いつまで行政がどのように関与をしていったらいいのかというところ。まず、行政が古紙回収をすべきなのかどうかということは、大きいテーマなんで、来年すぐにそれが決まるわけではなくて、まずは少し視点として大事かなというふうに私は思っています。

○会長 ありがとうございます。

委員、お願いします。

○委員 ワンルームマンションの件なのですけれども、ワンルームマンションの管理人のいるところとない場合とは全然違うんですね。古紙だけの問題じゃなくて、普通の分別ごみをすべてやってくれていないところが多い。それから、近くの事務所で中小企業と大きな会社とは全然違うんです。

民間の清掃車を入れて持っていってもらう大きな会社にしてみたら、分別が全然なくて、紙であろうと何であろうと、一つの清掃車に全部積んで持っていっているんですね。それが果たしていいのかどうなのかということもあるんですけれども、こういう指導というのは、どのようになされているのかなというのが、私たちは、ふだん見ていまして思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○会長 事務局、いかがですか。

○資源循環課長 担当の係長からお答えさせていただきます。

○リサイクル推進係長 事業系のごみにつきましては、清掃事務所のほうのごみの立入調査というのを行っておりまして、その際に指導をいろいろしています。資源で出せるものはできるだけ資源でということも、当然言っていると思います。

○会長 よろしいでしょうか。

その他ございましたら、お願いいたします。

○委員 ちょっと質問なのですけれども、集団回収率の件で、例えば中野とか荒川はほとんど区の行政で回収してなくて、この場合は区から回収業者ないし団体に対しての、例えば金銭的な見返りというのはあるんでしょうか。

○資源循環課長 報奨金といたしまして、キログラム当たり6円で換算いたしまして。

○委員 この中野も荒川もですか。

○資源循環課長 はい。中野区もやはり同じ6円でやっているという資料がございます。

○委員 わかりました。実は、私どもの町会も月平均7トンから8トンの新聞、雑誌のみ

の回収をやっているのですけれども、そのお金を、区の例えば敬老会、運動会、それから青少年のバーベキュー、芋掘り大会の資金として活用しているわけなんです、今、特に私どもの地域はマンションが非常に建つところなので、それで、まず建つ条件として、ぜひ町会に入っていたきたいということ、建つ業者、その建築主との、我々リサイクル部なんです、リサイクル部との話し合いでもって、必ず新聞を集団回収に出してくださいということでお願いをしているわけなんです。

ただ、その集団回収をやると、非常に先ほどの話じゃないですけど、資源の精度が高くなる率がありますね。新聞、雑誌、さっき、ごみの中の可燃率が19%も上がっている数値がありましたけれども。ですから、過日、町会の清掃担当者の中で話題になったのは、その報奨金をキロ6円じゃなくて、もっと上げてくれないかという話も出ましたけれども、これはその後、そのまま済んでしまったんですが、例えば、そういうような問題も一つあると思います。

集団回収をやるということは、我々も啓発活動を毎月、町内回覧、大体、世帯数が4,500の町会ですから、啓発活動は月に3回ぐらいはやっています。町内回覧のほかに、毎月の役員会、そのほかにリサイクル部員7名でやっているんですけれども、実際に動いているのは3名のような状態なんです、そういうことによって少しでも町会財政に寄与すればというのと同時に、やっぱり、ごみを減量しようという運動の一端として集団回収を実施しているわけなんです、今後、その報奨金の問題も俎上にのせていただいて、ご検討いただけたらなと思っております。

特に、区のリサイクル推進係のほうでは、例えば集団回収にぜひ参加してくださいというチラシなんかもつくっています。それも我々、町会ではリライトしまして、回覧にやっているわけですけれども。

以上です。

○資源循環課長 ちょっと補足させていただきます。先ほど、町会に中野区さんのほうでキログラム当たり6円と申しましたが、その6円の中から、町会さんのほうで回収業者さんに、2分の1の3円を払っているという資料がございます。

○会長 今出ました中野や荒川は、基本的に集団回収で紙に関してカバーしようということで、こうなっていると思います。そのために、行政回収よりもその集団回収のほうが望ましく、それが進むように、一番ポイントなのは、全域をカバーできるかということだと思うのですけれども、それについては、行政のほうとの協力で全域カバーできるようになっているんです。そのため、こうなっているんだと思います。

これは資料のグラフがございましたけれども、4-3の8ページですね。世田谷から中野までずっと並んでおりますけれども、中野、荒川は、もう区としてそういう方針で進めてきて、現状ではこうなっているということだと思います。

基本は、集団回収は、先ほどの枠組みでいくと、行政か民間かという視点からしたときに、民間にすべしという、いわば決定ですね。決定がなされて、こうなっているとい

うことだと思えます。

ほかはその辺については、行政か民間かというそこまでの決定はまだ下さずに進んでいるということかと思いますが、豊島の場合は、この位置づけを見ると世田谷に近い、いわば行政回収の比率が比較的高い、62%ということになっております。豊島は池袋という大消費地を含むわけですが、渋谷もそうです。渋谷もあるいは新宿そういった消費地、そういったところは比較的、行政回収の役割が大きく出るといったことかと思えます。

豊島として今後どうするかということですが、両方なのか、あるいはバランスを見ていくのか、むしろ集団回収を進めていくか、あるいは行政回収の位置づけ、そういった議論が必要かと思うのですけれども、またございましたらお願いしたいんですが。

○委員 きょうの議論は、どこに向かっているかというのをはっきりしないといけないと思うのですけれど、ここに、最初にリサイクル可能な紙類ということで、可燃ごみに19.1%リサイクル可能な紙類があると。この内訳が2-2の2ページのところですが、組成が書いてあると。そうすると、この1万1,000トンぐらいの本来ならば資源である紙を燃やさないで、紙としてリサイクルしようという方向がまず一つあるのかどうかですよね。

それから、もう一つ。豊島区の、先ほどのほかの区と比較したところなんですけど、豊島区のホームページに何て書いてあるか見てみると、ご家庭の古紙類はまず集団回収へと書いてあるわけです。ということは、これを見たときには、この政策目標は、集団回収に向かっているとだれも見えるわけです。

ところが、ほかの荒川とかそういったものは、完全にもう集団回収でやるのだという強いメッセージがあって、集団回収をやっているわけです。そうすると、豊島区は先ほど60%と中途半端な数字になっているんですけど、どっちかはっきりしろみたいな、そういう方向で、まあ60%だからいいだろうみたいな。ホームページに書いてある方向性、集団回収でいくんだという、しかも割と日本で早くやったという自負もあって、何かこの方向性がちょっと見えてこないんです。

だから、先ほど言った量として1万1,000トンですか。これを「じゃあ、どうしてみんな燃やすごみに入れるのだろうか」というところを考えると、新聞、チラシから始まって、厚紙、これらを一応リサイクルして回収していると。方法が二つ、行政回収、集団回収をやっているということですが、何かの拍子にちょっと燃えるごみのほうに入っちゃったと、入れちゃうと。つまり、その分別して分けるというコストが、個人的なコストが高いんじゃないかと思うのです。

例えば、非常によくわかりにくいのが、この禁忌品ですよね。これはいろんな行政の禁忌品についての定義を見ても、よくわからないんです。

例えば、紙コップは防水加工をしてあるものが多いですけど、ここの説明だと「防水加工をし」となっているんで、防水加工の紙コップは禁忌品だとはわからないわけです。

ところが、ある自治体を見ますと、紙コップでちゃんと書いてあるわけです。そうすると、私たちが見たときに、それを禁忌品として出しちゃいけないんだと、これは、じゃあ燃やすごみとして出しましょうということがわかりますよね。

それから、例えば分別と出し方のところで、2ページなんですけれど、いろんなものを十字に縛るといふ、ひもで縛ると書いてあるんですけれど、これはいろんな自治体が、先ほども出てきました「雑がみ」の件もそうなんですけれど、緩やかな自治体もあるわけですよね。

例えば、「雑がみ」ですと、袋に入れていいですよ。箱でもいいですし、もちろん袋でもいいと。ところが、ひもでしぼらなきゃならないとなると、いろんな形の「雑がみ」を集めて、それで雑誌と一緒に出したらいいというところがありますよね。それは千代田だったかな。あれは挟んじゃえばいいので大変出しやすいわけです。

そうすると、やっぱり細かいところなんですけれど、その1万1,000トンをやっつてその資源のほうに回していくかという、分別を進めるかということについては、きめ細かい、それぞれの方法が必要だということが一つと、それから、先ほどの集団回収と行政回収について言えば、はっきりしないので、集団回収なら集団回収ではっきりしてほしいと。書きちゃえばいいわけです、もう集団回収しかしないというふうに。

そうすると集団回収の仕方ですけれど、先ほど、町内会とか子ども会とか、いろんな団体はありますけど、別に団体をつくらなくても、隣と話し合えば、そういうふうに集団回収をやってくれという、そういう組織を2世帯からできるということもありますので、もうちょっとフレキシブルにやったほうがいいのかと、そういう感じがします。

○会長 どうもありがとうございます。

資料4-3の1ページですね。これが出発点ですので、基本は、その現状の問題点として掲げられている家庭系、事業系ですね。それぞれありますけれども、これに対して、どうすればいいのかというのが基本的な流れとなります。

ですので、今、委員がおっしゃったような方向性というか、まずは分別と出し方ですね。これに関して、現状でリサイクル可能なものが燃やすごみに入っているというのを、どうすればいいのかという点で、現状の分別方法や状況はこれでいいのかという論点の一つ。それから、行政か集団回収、どちらを目指すのかというのが一つということだと思います。

事業系に関しては、また別の話になりますけれども、商店街の特に中小企業ですね。大企業に比べて、中小事業者はおくれているという認識がございまして、ここをどうすればいいのか。大きく分けて3点、これらについてどうすればいいのかというご意見をいただきたいというのが、きょうの趣旨ということになります。

お願いします。

○委員 この資料4-3の最後のページ、10ページで、事業所の紙の発生量が結構大きいというのがありますよね。この再利用量を著しく下げているのは、その他と書いてあ

るところなんですけれども、これは一体何ですか。ほかはほとんど再生利用していますよね。それはもうやっていると思うのですけど。

○資源循環課長 リサイクルに適さない紙というふうに私どものほうでは考えておまして、具体的には、紙おむつとか、この場合、事業所ですので、そのうえ、コピー用紙、パンフレット以外でいろいろな金属が、クリップがついていたりとか、そのようなものかと思います。

○委員 いずれにせよ、このその他のところはリサイクルできないものであると考えていいわけで、それ以外についてはかなり高い割合で再生利用されている、という理解でよろしいんですかね。

そうしたら、じゃあ、もう小規模事業所をどうするかだけ考えれば、もう話は済むという理解でよろしいですね。

○会長 そういことですかね。

今、事業者のお話になっておりますけども、委員、何か環境認定制度等がございましたら、お願いしたいなと思うのですけれども。

○委員 多分、事業所系という、小規模の事業者がいずれ課題になってくるとは思いますけれども、ちょっとこれは個別に分析しているわけではないのですけども、手間ひま、コスト、ここら辺が大分ひっかかってくるかなということで、この辺がある程度解決できれば、回収率とかは向上するかなと。

やはり大規模なところは、それなりに専門部隊を持ってチェックをする人とかということで、人もいるしコスト面でも何とかありますが、小さいところだとそういうわけにもいきませんので、じゃあ、それはどうするんだと。これはいいか悪いかは別として、ある程度、助成していただけるものなのかどうか。この辺は、どこかでまた検討をしていただきたいなとは思っています。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

お願いします。

○委員 例えばの例でいきますと、毎週1回業者さんに入っていて、それ以外は行政に入っていていただくという、そういう仕組みを今、実はとっているのが、豊島区の商店街連合会の中では多々ある形なんです。

ということは、零細の商店の場合は、それを在庫じゃないですけども、それをしまっておく場所がありません。ですので、週2回収させることによって、方法としてはそういうようなやり方もあるんだということ。

ただし、週1回業者さんを入れるということは、それに対しては地元の商店街がその業者にお支払いをしているんだと、そういう形をとらせていただいているわけですね。

やはり形としては今、豊島区の商店街は88ぐらいございますけれども、できる商店街とできない商店街がもちろんありますけれども、できる商店街はどんどん広げていく

という、そういう仕組みをとりつつあります。

○会長 そのほかご意見ございますでしょうか。

○委員 済みません。これからますますマンションが建つことが多いと思うのです、我が区では。それで、うちのそばのマンションで、管理人さんがもうとっても厳しくちゃんとしてくれている、感心する管理人さんのいるマンションもあるんですが、そうではないところは、名前だけ貸している。管理人の名前だけ貸して実質何にもしていない、そういう苦情のある声も聞くんですが、実際のところどういうふうに区では押さえていますか、そういうことを。お聞かせください。

○資源循環課長 残念ながらちょっとそこまでは。当然、管理人さんがいらっしゃる、いらっしゃらないで、ごみの出し方の周知徹底は変わってくることはわかっているんですが、特に、そこら辺を全部調べ上げて、数字で資料として持っているというような現状ではございません。

○委員 今後、頑張ってくださいませか。お聞かせください。

○資源循環課長 今、どんどんマンション等アパートが建っておりまして、一定規模以上のものから始めて、だんだん、例えば70戸以上で調べ始めて、さらに、50戸、40戸と下げていって、なるべく把握していきたいとは考えております。

○委員 よろしくお祈いします。

○会長 そのほかございますでしょうか。

集団回収に関して、町会の現状はどうなっているかということに関してもお聞かせ願いたいですが、委員、ございましたらお願いします。

○委員 ここまで、この集団回収をやる地域が、皆さん一生懸命やってここまで来たというのは、大変な状況の中でここまで来ているんですね。

今、先ほどそちらで町会のお話が出ましたけれど、おおむね皆さん、町会として同じ姿勢でいると思うのです。

けさも新聞の集団回収で、町内の決められた品物ですから、皆さんが出していたら、20代の若いほうですね、車で来まして、いわゆる持ち去りですね。新聞紙の持ち去り。せっかく皆さんが出しているんですけど、時間を見て、それで持っていってしまう。それに対して余り注意しないほうがいと、事件に巻き込まれる可能性が強いですから。そういうのは、先ほど課長が話しておりましたけれども、それだけ新聞のお金が高くなったのかなと。

それから、区が持っていつている集団回収にしろ何にしろ、それはもう町内から出た資源なんです。ですから、これを区が持ち去りと同じで、要するに持っていつて、それで、あと業者がこれだけありましたよといつて一方通行で、私らは目方の上で見ているわけじゃないんですよ。それで補助金のような形で入ってきます。もうほとんど少ないですね。

ですから、区が持ち去りをしていなければ、もっと地域にそれが潤滑油として、先ほ

どお話のように、活動資金に充てられるのではないかと、私はいつもそう思っているんですけれども。

ですから、その紙の分別も大事ですけど、システムを、もっとうち地域にもう少し還元できるようなね、そういったようなことも大きなテーマかなと。近々、町会の連合会でも役員会をやりますので、きょうのお話も行政のほうで、私もきますから。それで、私も、生の声を聞いたものを、委員会の話を我々の町会の連合会の中でお話したほうがいいかなと思っていたわけですが。そういうようなことも一つの課題としてあります。よろしくどうぞ。

○会長 どうもありがとうございます。

○委員 皆さんのお話を聞いておりますと、やはり行政回収というものの余りよくない部分が見えていて、むしろ集団回収のほうが、メリットが7ページに書いてあるように、分別が行き届いたり質の高い資源になるとか、あるいは、報奨金が地域団体に還元されコミュニティの活性化につながる。今、豊島区が現状抱えている、高齢化社会になったり、そういったときには、やはり集団回収によってプラスアルファのものがどんどんできてくるのではないかなと思います。

見守りとか、あるいは、声かけとかという形で、そういった意味では、災害時におけるときにも集団回収というのを、比率をもう少しふやすべきではないかなという感じを受け取っているところでございます。

二、三日前でしたか、長崎の放火事件。ごみが出ているところで放火事件が10件ばかりあったんですけれども、そのテレビ映像を見ますと、集団回収で集められるものが普通のごみのところに、段ボールや何かを一般ごみと一緒に、燃えるごみと一緒に出されているとか。そういうことによって、その犯人が火をつけたくなっちゃったということもございますので、やはり集団回収ですと、町会によっては物置にストックしておくとか、そういった手法もとれるので、これからはやはり集団回収を広くね。結構大きい町会もありますので、余り一つの町会、それを1カ所ではなくて町会の中にも何カ所か拠点を置いて、集団回収の流れに向かっていくことが、これからはこの豊島区に一番向いているのかなというのが、今、各委員さんたちのご意見を聞いて感じたところなのですけれども、そこら辺、先ほど方向性はどっちにするんだということを、したほうがいいというご意見もあったんで、もう一度、やはり担当課から、そういった考えがあればお聞かせいただいたほうがよろしいのかなと思います。

○委員 ちょっとお尋ねしたいんですけれども、私が住んでいる町会は集団回収があるんですね、毎月1回なんですけれども。そうすると、町会で集団回収をしていない町会というのはないんですか。ほとんど豊島区の全地域の町会さんでなさっているのでしょうか。

○資源循環課長 豊島区には129町会ございますが、7町会ほど集団回収をしていない町会さんがございます。

○会長 お願いします。

○委員 先ほどから、集団回収とコミュニティ活性化とか報奨金のお話が出ています。これは私も、その集団回収は単なるリサイクルの向上だけではなくて、その他の意味が付け加えられて、特にコミュニティの問題というのは非常に近年大きくなっているだろう。

何年か前には、基本的には、これは集団回収というのは町会が対象で、区と町会という関係の中で報奨金が出されていた経過があって、その中にマンションを組み込もうという動きが出たと思います。

先ほどお話があったばかりですけど、129町会のうち7町会は集団回収をやっていない。回収主体は145という、数字が合わないわけですけども、これたしかマンション単独で集団回収、大規模マンションもありますので、やっているところもあったんだと思うのですね。

かつては、その町会に対するキロ単価の報奨金とマンションに対するキロ単価の報奨金、これに差をつけていたようなこともあったりで、この辺の整合性もちょっと所管が違うところも絡んでくるので、目的がそれぞれ所管によって違う中で、その辺の整理がちょっとできていないのかなという思いはあります。

ただ、両方の意味合いがあることなので、これは綿密に連携をとりながら、両方の意味を、目的を達成できるようなやり方というのを、もうちょっと整理しながらやる必要があるのではないかな。

基本的には、私も集団回収で進めるべきであると考えておりますし、市場性のあるものは、やはりやる意義がその人たちの中にもあるわけですから、その方向なんだという。基本的にはそうなんだと思いますが、今申し上げたような町会とマンションで差があったりとか、その辺の整理を区でもうちょっとしていないと方向性がはっきりしてこない、目的がきちんと達成できない、そういう課題を今は含んでいるのではないかなと思います。

コミュニティ形成云々ということに関しては所管が違うので、そこのご意見をきょうは伺えないと思いますが、現状、マンションとその差額とかですね、何か年を追ってちょっと変えてきたというふうはこの数年で思うのですけど、今どうなっているかご説明をください。

○資源循環課長 担当の係長からご説明させていただきます。

○リサイクル推進係長 今、マンション資源集団回収のことをおっしゃっていると思います。

豊島区の場合には、さまざまな区で、先ほど委員が2世帯から集団回収ができるというようなおっしゃり方をしたんですけども、豊島区の場合には、まず町会が優先になっております。町会が集団回収をやっているところに関しては、新たな団体は認めていないんです。それで、大規模なマンションが集団回収に協力したいというときには、町会とマンションで協定を結んでいただいて、報奨金の分配を町会とマンションの間で決めていただく形をとっております。

それで、団体数が合わないことに関しましては、いつごろかちょっとわからないんで

すけれども、やはり大きなマンションが建ち始めたときに、独自でやりたいというマンション、それから、子ども会、そういうものが幾つかありました。そういうものを新たな団体として認めていた時期がありまして、それが継続してまだ活動している実態があるんです。

ですから現在は、集団回収は町会が主体で、町会がやっている地域については、新たな団体の形成を豊島区では認めていません。

○委員 あくまで町会が主体というのは、ある程度理解した上で伺っていたんですけれども、もちろんコミュニティ形成の主体として、豊島区は町会と協定を結んだりとか。そういう中で町会への加入促進、そういう活動もしている中で、町会が主体、相手方として主体になるのは、方向性としてはそうなるのかなという気はしますが、明らかに大規模マンションで、その一つのマンションだけで完結するようなどころがあるにもかかわらず、そこで差をつけたりとかすると、リサイクルの方向という中ではモチベーションが下がる、目的達成のちょっと支障になるような部分も出てくるのではないかと思います。

ですので、考え方として町会が主体なんだという、その方向性がはっきりしているということを、このリサイクルの議論の中にも示した上でないと、きっとその辺があやふやになってくるような気がしています。

○委員 出される方が、本当にこの資源がいくらするのかを明確に情報誌で探ったほうがいいですね。これに関しては毎月出ますから。段ボールはいくら、新聞がいくら、雑誌がいくらと。そして、きちんと出して、取りに来たときに、はかって渡すと、そういう方法はとれますから、そういう車もありますからね。

あと簡単なのはかりで、持ったまま乗っかればわかるというはかりがあるんですよ。そういうものを使って数量の把握をして、なおかつ、今いくらするのということを、自分たちが調べたほうがいいですね。そうすると、本当にそれは6円が適正なのか。もしくは、そういう業者をたくさん呼んで競争させることも必要かなと。そうしない限りは、この単価が上がることはないでしょう。

ですから、例えば空き缶にしても、スチール缶にしても、それからペットボトルにしても全部単価があるわけです。この単価を一般の市民の方が本当に知っているのかどうか。そうすると、これは逆に言うともったいなくて捨てられないと、それが全部自分たちの町内会に返ってくるというのであれば、これは相当集まりますよ。

私はその廃棄物の専門的な業者なんですけど、区収集の車を見ていると、そこにごみがあって、そこに資源があっても一緒に持っていっちゃう。環境と美化問題もあると思うのですが、持っていきますね。

ただし、我々は清掃工場に行ったときに展開検査がありますね。そのときに入っていると、君のところはもう清掃工場に入れないと。今度は社長を呼んでこいと、それで3回続くと営業停止、搬入停止ですよ。

ですから、確かに段ボールなんかは巻いちゃったほうが早いんです。ところが、多摩地区は処理費が高いと50円なんです。50円は、これは絶対巻けないです。分別しないと、50円の処分費に上乗せして売却費をお返しするとすると、相当高額な単価になっちゃうんですね。

ですから、やっぱり東京都は処理費が安いということと、雇上業者と民間業者のこの収集運搬に対するシステムは大分違うと。

昔あった話なんですけど、その中にたまたま、ごみ袋の中に週刊誌があったんです。それで非常に東京都に怒られまして、これは仕方ないでしょうと言ったら、そのときに確認しないのがいけないんだと、そういう教育をしろと言われたの、十数年前に。そういうシビアな感覚で業者を見ると、当然、分別をしなきゃいけないと。

なおかつ、各その事業系のごみをやっている会社、何でもいいです。その会社がどのぐらいの古紙を扱っているか、どのぐらいのびん・缶を集めているかというデータをもろうと、必ずその会社は絶対に混合では持っていないですね。

昔は清掃工場が土曜、日曜、祭日が休みだったんです。ところが、最近ではやっています。ですから、非常にモラルの悪い業者さんは、日曜日に不燃ごみを一緒に巻くんです。そして、清掃工場に持ってきちゃうというのが圧倒的に多いんです。

ですが、我々はやっぱり組織的に人も多いし車も多いんで、できないんでやりませんが、完全に一つの会社で許可車が30台、そういう資源を集める車が、少なくとも30台以上持っていないと会社は回っていきません。

ですから、手前どもは大体、古紙に関しては、1カ月に事業系から集める古紙が1,000トンぐらいあります。それだけのものを処理できるそういう施設を持っているとか、そういう業者がきちんと商店街と話し合っ、ごみ処理なり資源回収をすれば、かなり進歩的なリサイクルはできるでしょうと。

なおかつ、あとは住民の方がもったいないということを思えるような設定を、区もしくは商店街の方々が指導していただけると、多分もつともつと資源化率は上がりますね。そして、住民の方は持っていくことに対して喜ぶと思います。

○委員 関連した質問なんですけども、この資料4-3の6ページの下の集団回収の仕組みというところですが、この資源回収業者から集団回収団体には一切お金は支払われないんですか。また、逆もあるかもしれませんが。これはもう全部区を通して、お金のやりとりはされるという理解でよろしいのでしょうか。

○資源循環課長 担当係長からご説明いたします。

○リサイクル推進係長 報奨金、回収業者から集団回収へは、回収団体では今、豊島方式という方法をとっているほうでは、分配金は何も来ておりません。結局、回収業者は資源を売却したお金で車と人件費を払っております。

それで、紙価が高騰しておりまして、一部の業者では、トイレットペーパーとかティッシュペーパーを団体に配って、売却金の還元という形をとっている業者もあります。

○委員 実は、あまりお金にはならなくてということですか。

○委員 今の資料のところで、経費のところが記載がございます。22年度の決算額で歳出・歳入とあるわけですが、きょうのご議論の中ですか、また、この審議会の方向性の中で現状の行政回収と集団回収が、比率やその目指すべき方向性がどういうふうに移行していくことによってその経費の部分がどのように変動していくのか、その辺の予想ですとか、または、他区の集団回収等の比率もありますけども、抜きん出ている中野区ですとか荒川区では、この集団回収をほとんど100%近くやる方向によって、区財政はどのように影響を受けるのかどうなのか、それ辺についての考えはいかがでしょうか。

○会長 わかればお願いします。

○資源循環課長 ちょっとご説明申し上げます。

○リサイクル推進係長 具体的な数字はちょっと出ておりませんが、今、新資源回収では委託料が8,660万7,000円となっております。そのうち、実際、資源を売却したお金を業者から区は歳入として受け取っておりますので、かかっているお金は本当に1,700万円で済んでおります。

集団回収になりますと、22年度の報奨金の支払総額が2,227万7,500円弱です。これが集団回収、今、報奨金対象の回収量が3,712キロですから、約3,713キロの報奨金対象の回収量に対して6円を掛けたものになります。

ですから、区の行政回収全部を集団回収に回しますと、売却益は当然入ってきません。それで町会への報奨金が上がる、今の仕組みでやりますと。

ただ、中野区の場合も同じように、回収量掛ける6円を町会に支払っておりますので、多分、経費は上がっているんじゃないのかなとは思いますが。

○資源循環課長 平成22年度の決算ベースで申し上げますと、行政回収でキログラム当たり幾ら、集団回収の場合はキログラム当たり幾らという試算はしております。

まず行政回収は、先ほど申し上げましたように、雑入で売上代金で差引いて計算いたしますと、キログラム当たり2円46銭となっております。集団回収につきましては、キログラム当たり5円77銭となっております。

これは紙類に限定した場合でございますが、紙類につきましては先ほど申し上げましたように、今は比較的市場の価格が高く、雑入も高いので、2円46銭と安くなっておりますが、単純に比較してよろしいかどうかわかりませんが、現在の22年度決算で申しますと、そのような数字が出ております。

○委員 わかりました。その辺のところをどのように推移するかによりまして、財政に影響する部分は重要かと思っておりますので、引き続きお願いしたいと思います。

ちょっともう一つ、1点は、回収方法の特徴というところで資料を明示させていただいて、行政回収の場合と集団回収の場合の担い手が必要かどうか、その辺があるわけですが、読んで字のごとく、町会で、ほとんどの町会が集団回収を取り入れてくださ

って、本当に素晴らしいことだと思うのですが、例えば、その集団回収の団体の回収の方法の中身ということも、実際にはとてもテーマがあるのかなと思っています。

といますのは、例えばちょっと例に出すとあれですけども、私が住んでいる町会は、集団回収の一定の場所に住民がそこに持っていくと、そういう方法なんです。ほかの町会では担い手の方が多くいらっちゃって、1軒1軒といいましょうか、ある町会の中を巡回されて、例えばリヤカーを引いたりとか、または小さなトラックを走らせていただいて、それで住民の方の近くまで、出される方の近くまで取りに行っているという現状もあると思うのです。

ですから、豊島区も多様な方々が多く住んでいるところですので、そういった高齢者にとっては、持っていくまでにとっても大変だったりとか、だから、気持ちがあっても出せないこともあろうかと思うのですが、その辺のきめ細かさも、今後考えておく必要があるんじゃないかと、そのように意見を申し上げておきたいと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。まだまだご意見等あると思うのですが、時間の関係もありますので。本日はさまざまなご意見があったんですが、まだあると思うのですね。そういったご議論もする機会を、この後、今回は紙について議論したんですけども、前回までの審議会でも議論しました、プラスチック、生ごみですね、きょうは紙ですけども。それぞれ審議の中で、現状や課題についてさまざまなご意見が出たところですけども、その後、こういった全般をまとめて、また中間のまとめを行わなければならない。

その中間のまとめを受けまして、今までの個別テーマの審議を横断的に整理し直す。さらに深い議論もしなければならない。そのためには、この審議会だけでは若干時間が少ないと感じます。そのため、審議会と並行して作業部会とかワーキンググループ、作業部会は必要ではないかと思うわけですが、これに関してご意見いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○委員 意見ではなくて、具体的に会長から今ご提案のあったそのワーキンググループ、どのようなイメージで進めていくのか、もうちょっと。

○会長 個々の個別のテーマに関しまして、今まで審議してきたんですけども、若干、方向性に関してはある程度出たとしても、まだ十分議論し尽くしていないくらいがあると。そういうことで、各個別の問題、個別の今まで議論してきました、プラスチック、生ごみ、紙ですね、これに関してさらに議論を深めつつ、こちらの審議会と本体とのキャッチボールをしながら、中間まとめという方向に持っていくという、そういった趣旨でございます。

もしも、これに関してご異論がないようでしたら、成立させていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

右下の、この豊島区リサイクル・清掃審議会運営要綱第5条第2項というのがござい

まして、そこには「部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長がこれを指名する」となっております。私としましては、公共政策ご専門の委員が適任と考えております。委員がよろしければ、お引き受けいただければと思うのですがいかがでしょうか。

○委員 はい。

○会長 ありがとうございます。

なお、メンバーとしましては、排出者としての区民、事業者の立場の委員、回収を担う回収事業の委員などを中心に、6人程度の部会を考えております。

メンバーの方の構成につきましては、会長一任ということでお願いできれば幸いです。

決まり次第、事務局から案内させていただきたいんですが、いかがでしょうか。そのようにさせていただければ幸いなんですけれども、いかがでしょうか。

それでは、次回につきましてですけども、5月31日です。これは既にご案内かと思いますが、施設見学を予定しております。事務局からご案内をお願いしたいと思います。

○資源循環課長 事務局からご案内させていただきます。

長時間のご審議、ありがとうございました。

次回の審議会につきましては、ただいま会長からお話がありましたように、施設見学を予定しております。今回の事前資料を郵送でお届けさせていただいたときに、簡単な案内はいたしているところがございますが、本日席上に次回の案内ということで日程表と視察概要を、地図や写真をつけたものがございます。こちらをお取り出してください。

日程といたしましては、5月31日、木曜日を予定しております。

ちょっと拘束する時間が長時間にわたって恐縮なんでございますが、午前10時から夕方5時過ぎまでになっております。

2カ所、江東区の中防不燃ごみ処理センター、それから、中防粗大ごみ破碎処理施設、それから、さらにバスで大田区に移動いたしまして、こちらにリーテムという金属を処理する施設がございまして、こちらのほうの見学を取り入れております。

なお、ご出欠につきましては、そちらにございますように5月9日、水曜日までに、事務局にご連絡いただければ幸いと思っています。

なお、ごらんのとおり、場所が周りに何もなくてございまして、昼食を挟んでのご見学となります。飲食できるお店とか売店がございませんので、区の事務局で昼食を、お弁当の形になるかと思いますが用意させていただく予定でございます。

大変恐縮ではございますが、お弁当代につきましては、実費で集めさせていただく予定でございます。

なお、5月9日までに事務局にご連絡の際に、私どもでお弁当のご用意についても確認させていただきますので、よろしく願いいたします。

本日の会議録につきましては、至急作成いたしまして、なるべく早く委員の皆様にご

点検いただきまして、お気づきの点等ございましたら、事務局にお知らせくださいますようお願いいたします。

なお、前回の審議会でもございましたが、今回、何か紙類についてご意見とかご質問等ございましたら、メール等、電話でも結構でございますので、事務局にお寄せいただければ、私どもで適宜、できる限り答えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ほかに何かございましたら、お願いしたいのですけれども。

ないようでしたら、これをもちまして、第4回豊島区リサイクル・清掃審議会を終了させていただきますと思います。

委員の皆様におかれましては、お疲れさまでございました。ありがとうございます。

(16時57分閉会)

提出された資料等	資料第 4 - 1 号 前回審議会の確認事項について 資料第 4 - 2 号 紙類資源回収をとりまく状況と区の現状について 資料第 4 - 3 号 紙類資源回収について 資料第 4 - 4 号 他自治体事例集
----------	---